

6 保育士の処遇改善と人材確保・定着の推進について

我が国の保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、平成29年11月時点で2.97倍と高く、保育士不足の深刻化が進んでいる。

保育士の新たな人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが重要である。

保育所等で働く保育士の賃金は、国が定めた公定価格に基づく給付費を原資として事業者から職員に支払われている。保育士の処遇改善はナショナルミニマムとして国が責任を持って対応すべきであり、これまでも国に強く改善を働きかけてきた。

保育士の給与水準は全職種平均と比較すると月額10万円以上低く、公定価格を保育士の勤務実態に見合った適切な水準に設定する必要がある。

また、公定価格の地域区分は生活圏域が同じであるにもかかわらず隣接する市区町村間で大きな差が生じている所があり、地域の実情が反映されていない。地域区分の差が保育士確保の支障とならないよう、早急な対応が必要である。

さらに、平成31年（2019年）10月から保育の無償化が始まり、保育の潜在ニーズの掘り起こしも予想される。

については、保育の人材の確保と質の向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- 2 生活圏域の重なる隣接する自治体間をはじめ、地域間で公定価格に大きな差が生じないように、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入す

ること。

- 3 保育の質の向上につながる研修の受講促進、保育士の労務環境の改善や保育士の確保対策などを引き続き強力に推進するため、十分な財政措置を図ること。